

## 板橋区高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業実施要綱

(平成7年7月5日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者等の居住する家屋内の家具に、家具転倒防止器具(以下「器具」という。)の取り付けに要する費用を助成すること(以下「助成」という。)により、居住者の生命、身体を地震災害から守り、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

### (対象世帯)

第2条 助成の対象世帯は、板橋区に住所を有し居住する世帯であって、高齢等の理由により、器具を自ら取り付けることが困難な者で構成され、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- (2) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号による障害の程度が4級以上である者のみで構成される世帯
- (3) 東京都愛の手帳交付要綱別表第1による知的障害の程度が4度以上である者のみで構成される世帯
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について(平成7年9月12日厚生省保健医療局長通知)による障害等級が1級である者のみで構成される世帯
- (5) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成12年3月30日規則第94号)別表第1に定める難病患者等のみで構成される世帯
- (6) 前各号に掲げる者のみで構成される世帯
- (7) 前各号に掲げる者及び18歳以下の者のみで構成される世帯

### (助成内容、条件)

第3条 助成内容は、器具を取り付けるための調査(以下「調査」という。)及び取付工事(器具代を含む。以下「工事」という。)に要する費用とし、助成条件及び限度額は別表のとおりとする。

### (助成の申請)

第4条 費用の助成は、対象世帯からの申請に基づき実施する。

- 2 助成を希望する世帯の代表者(以下「申請者」という。)は高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業申請書(別記第1号様式)のほか、借家に居住する場合は、家屋所有者承諾書(別記第2号様式)を添付し、区長に申請しなければならない。
- 3 一度助成を受けた第2条に該当する同一世帯については再度の助成は認めない。ただし、転居の場合は、この限りでない。

### (助成等の決定)

第5条 区長は、前条による申請に対し助成を決定したときは、高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業決定通知書(別記第3号様式)及び高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業助成券・履行確認書(別記第4号様式。以下「助成券等」

という。)を当該申請者に、高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業決定者のお知らせ(別記第5号様式)を次条の規定に基づき選定された区と協定を締結している事業者(以下「協定事業者」という。)にそれぞれ交付する。

2 申請を却下することに決定したときは、高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業却下通知書(別記第6号様式)を当該申請者に交付する。

3 第1項により通知を受けた協定事業者は、区との協定事項に基づき、第1項により通知を受けた助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)と契約を締結し、取付工事を行うものとする。

(業者の選定)

第6条 調査及び工事(以下「業務」という。)は協定事業者が行うものとし、区長は、低廉な価格で良質かつ適切な給付が確保できるよう、経営状態、地理的条件、アフターサービス等を十分勘案して、協定事業者を選定するものとする。

(助成金の支払)

第7条 助成決定者は、協定事業者に対し、委任状により、助成金の請求及び受領を委任するものとする。

2 協定事業者は、前項の規定による委任に係る助成金について、業務完了の月の翌月10日までに区長に請求するものとする。

3 協定事業者は、前項に規定する請求を行うときは、助成決定者が署名した助成券等を添付しなければならない。

4 区長は、前項の規定に基づき協定事業者から提出された請求書類を審査し、適当と認めるときは、協定事業者に助成金を支払うものとする。

(費用の請求)

第8条 協定事業者は、取り付けに要した費用のうち、助成決定者が負担する費用があるときは、工事終了後、助成決定者に請求できる。

2 助成決定者は、工事終了後、協定事業者に助成券等を提出するとともに、助成決定者が負担する額があるときは、原則として、業務完了の日に直接協定事業者を支払わなければならない。

(取付工事完了届出)

第9条 協定事業者は、業務完了後(調査のみの場合は調査終了後)速やかに家具転倒防止器具調査・取付完了届(別記第7号様式)を区長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 本要綱に定めのない事項については、必要に応じて、別途健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

付 則

1 この要綱の一部改正は、平成23年9月1日から施行する。

付 則(平成23年12月28日 区長決定)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業実施要綱に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成31年2月8日 区長決定）

- 1 この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業実施要綱に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、これを取り繕って使用することができる。

付 則（令和3年3月3日 部長決定）

- 1 この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業実施要綱に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものについては、これを取り繕って使用することができる。

付 則（令和7年3月27日 区長決定）

- 1 この要綱の一部改正は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、施行日以降に行う第5条の規定による決定について適用し、同日前行った第5条の規定による決定については、なお従前の例による。

別 表（第3条関係）

助成内容	助成の条件	助成限度額	備考
調査	対象世帯の寝室や居室、台所などの家具に、家具転倒防止器具の取付けが可能かどうか必要な調査を行った	1世帯につき 9,000円	費用が限度額を超えたときは、助成決定者は超過分を負担する。
工事	後、器具の取付けが家具の転倒防止に役立つ場合とする。	1世帯につき 13,000円	

高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業申請書

(宛先) 東京都板橋区長

(申請者) 住所 板橋区 町 丁目 番号

氏名

本人との関係

電話 ( )

次のとおり家具転倒防止器具取付費用の助成を申請します。

フリガナ 氏 名		性別 男 女	年 月 日 ( 歳)
住 所	板橋区 町 丁目 番 号		方
電 話	( )	FAX	( )
世帯の状況	氏名	続柄	性別 年齢 身障手帳等の有無
	1		
	2		
	3		

現在の住居の状況	1 自 家
	2 借 家 ( 公営・民間 )

申請の内容	1	65歳以上高齢者のみ世帯 調査及び器具代・取付費用	2	第2条第2号に該当する障がい者 ( 級) 第2条第3号に該当する障がい者 ( 度) 第2条第4号に該当する精神障がい者 第2条第5号に該当する難病患者等 (病名 ) 調査及び器具代・取付費用
設置希望場所	※希望する部屋及び家具 寝 室・居 室・台 所・その他 ( ) 家 具 ヶ所			

- (注意) 1 記入又は該当するものの番号を○印で囲んでください。  
2 借家の場合は、家屋所有者承諾書を添付してください。

連絡・書類送付先	<input type="checkbox"/> 申請者(本人) <input type="checkbox"/> その他(下記) <input type="checkbox"/> 電話連絡のみ <input type="checkbox"/> 書類送付のみ <input type="checkbox"/> 連絡・書類送付
	住所及び 〒      ー
	事業所名： _____
	フリガナ _____ 電話番号： _____
	氏 名： _____ 続 柄： _____

区窓口届出者	<input type="checkbox"/> 申請者(本人) <input type="checkbox"/> 連絡・書類送付者 <input type="checkbox"/> その他(下記)
	住所及び 〒      ー
	事業所名： _____
	フリガナ _____ 電話番号： _____
	氏 名： _____ 続 柄： _____

.....区処理欄（以下は記入しないでください）.....

受 領

受 付

決 定 番 号

備考

第2号様式（第4条関係）

## 家屋所有者承諾書

私の所有する板橋区 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号の

\_\_\_\_\_ 様が使用する家屋内において家具転倒防止器具の

取付工事を行うことにつき承諾します。

年 月 日

家屋所有者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

第3号様式（第5条関係）

事 案 番 号  
年 月 日

東京都板橋区長

様

高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業 決定通知書

高齢者等家具転倒防止器具取付費用の助成について、

1 決定番号	第 号	2 決定日	年 月 日
3 利用者	氏 名		
	住 所		
4 申請者	(利用者との続柄 )		
5 決定内容	項 目		
	規格及び価格	(価格 円)	
	利用者負担額	円	
	公費負担額	円	
6 委託業者	TEL		

下記のとおり決定しましたので通知します。

【備考】

第4号様式（第5条関係）

事 案 番 号  
年 月 日

東京都板橋区長  
高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業 助成券・履行確認書

1 決定番号	第 号	2 決定日	年 月 日
3 利用者	氏 名		
	住 所		
4 申請者	(利用者との続柄 )		
5 決定内容	項 目		
	規格及び価格	(価格 円)	
	利用者負担額	円	
	公費負担額	円	
6 委託業者	TEL		

下記のとおり助成します。

【備考】

上記内容の履行確認をしました。

氏名

(利用者との続柄 )

..... (以下記入不要) .....

委託業者 記入欄	履行日	委託業者
	利用者等から受領した額 円	
区記入欄	確認日	確認者
		確認者



第5号様式（第5条関係）

事 案 番 号  
年 月 日

東京都板橋区長

様

高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業決定者のお知らせ

高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業について、  
下記の者へ助成が決定いたしましたのでお知らせします。

6 事業者名	TEL
--------	-----

【備考】

第6号様式（第5条関係）

事 案 番 号  
年 月 日

東京都板橋区長

様

高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成事業 却下通知書

高齢者等家具転倒防止器具取付費用の助成について、  
下記のとおり却下と決定しましたので通知します。

記

対 象 者	住 所	
	氏 名	
決 定 日	年 月 日	
却下理由等		

【備考】

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

高齢者世帯等家具転倒防止器具 調査・取付 完了届

(宛先)

板橋区長

住所

氏名

年 月 日付 第 号で決定のあ  
った家具

転倒防止器具調査・取付工事が完了しましたのでお届けします。

記

1 給付決定年月日	年 月 日
2 給付番号	第 号
3 調査・取付 完了年月日	年 月 日
4 添付書類 ・調査終了報告書 ・取付け箇所の見取り図又は取付け前後の写真	